

令和5年四條畷市議会9月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○議案第20号関係	1 ページ
-----------------	-------

四條畷市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第3までによる。

2 略

別表第3

手数料の種類	手数料の金額
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定（同条第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）	1件につき30,000円
(2) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定（法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。）の更新	1件につき10,000円
(3) 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	1件につき30,000円
(4) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新	1件につき10,000円
(5) 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（同条第7項において準用する法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）	1件につき30,000円
(6) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（法第115条の12第7項において準用する法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）の更新	1件につき10,000円
(7) 法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定	1件につき30,000円
(8) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新	1件につき10,000円
(9) 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定	1件につき30,000円
(10) 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新	1件につき10,000円

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) この表の(1)の項及び(5)の項に規定する指定の申請が同時になされた

旧

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表第1及び別表第2による。

2 略

場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する指定 35,000円

(2) この表の(1)の項及び(9)の項に規定する指定の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する指定 35,000円

(3) この表の(2)の項及び(6)の項に規定する指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する指定の更新 10,000円

(4) この表の(2)の項及び(10)の項に規定する指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する指定の更新 10,000円

